

平成27年度 第1回 橋本市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成27年 8月 6日(木) 14:00~17:00 橋本市役所 市長応接室	
出席委員氏名	藤井 幹雄(委員長) 濱田 学昭(副委員長) 鈴木 秀幸	
審議対象期間	平成26年10月 1日 ~ 平成27年 3月31日	
抽出案件	総件数 4件	審議事項 (1)平成26年度下半期の入札・契約結果について (2)定例報告(平成26年度下半期) ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧 ③入札参加資格停止等の運用状況一覧表 (3)抽出事案について (4)その他
制限付一般競争入札	—	
工事希望型競争入札	2件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	特になし	

別紙

意見・質問	回答
<p>○平成26年度下半期入札・契約結果について</p> <p>1. 随意契約は何者から見積をとるのか？</p>	<p>予定価格によりますが、基本的に工事現場付近の5者程度の業者に見積を依頼し、最も安価な見積額を提示した業者と契約します。</p>
<p>随意契約の落札率の平均は98.3%であり、入札分の落札率85.5%と比べ非常に高いが、その理由は参加業者が少ないからなのか？</p>	<p>工事金額が低い分、低価格での見積りが少なくなることが原因だと考えられます。</p>
<p>工事希望型において不成立となり、随意契約となった土木一式工事2件は本来、随意契約として発注する予定価格ではないはずである。予定価格はいくらであったのか？</p>	<p>その2件は 「橋本市公共下水道 橋本污水管渠築造(第17工区)工事」 「吉原川支線河川修繕工事」 であり、2件とも予定価格が約150万円(税込)です。</p>
<p>この2件それぞれの入札における業者の応札状況は？</p>	<p>この2件に参加した全業者が、手持ち工事の制限や落札希望件数の上限に達しました。したがって開札することなく不成立となり、応札状況は分かりません。</p>
<p>2. 指名競争入札における「(仮称)伏原田原線雨天樋橋梁上部工事」の落札率が97.6%と他工事と比べて非常に高いが、特別な理由はあるのか？</p>	<p>工事内容が、工場で製作した橋桁を工事現場まで搬送し、現場で架設するものでした。したがって、一般的な土木工事と比べて経費などが高くなったためだと考えられます。</p>
<p>入札に参加した業者の数は？</p>	<p>11者指名し、その内の5者が参加しました。</p>
<p>最安値で応札した業者が落札したのか？</p>	<p>最安値の応札者は最低制限価格を下回ったため失格となり、2番目に安い応札者が落札者となりました。</p>
<p>最低制限価格はいくらであったのか？</p>	<p>28,724,750円(税抜)であり、失格となった応札額は28,500,000円(税抜)でした。</p>
<p>最低制限価格の算出方法は？</p>	<p>有効な入札のうち、最高価格を計算対象外として算出された平均入札価格と下限価格(予定価格に82%を乗じて得た数値)の合計を2で割った数値が最低制限価格になります。</p>
<p>応札額が全体的に高く、平均入札価格が高くなるにつれ最低制限価格も必然的に高くなるのですか？</p>	<p>はい。本案件についても最低制限価格は高く、失格となった業者の応札額は予定価格の約88.3%でした。</p>
<p>88.3%という数値は全体の落札率を鑑みたとき、失格扱いとすべきでない妥当な数値であると思いますが？</p>	<p>4者とも予定価格に近い高額な応札であったため、このような結果になりました。</p>
<p>橋本市の変動型最低制限価格制度は、業者の応札額にばらつきがあるときは、最低制限価格が適正なラインに定まり、落札率が84～86%近くになります。しかし、今回のように5者のうち4者の応札額が高ければ、最高応札業者を1者だけ計算対象外としても最低制限価格は高いままで、妥当なラインでの応札者が失格となるケースもあります。こういったケースを避けることを今後検討すべきだと思います。</p>	<p>高額な応札を行う中、1者だけ安い価格を提示した場合どうするか今後検討します。</p>
<p>3. 委託業務において不成立となった1件は、何者指名していたのか？</p>	<p>15者です。</p>
<p>14者辞退し、1者だけの参加であったのか？</p>	<p>はい。不成立後、応札のあった1者と随意契約を締結しました。</p>
<p>この委託業務の内容は？</p>	<p>「市道名古曾76号線軟弱地盤対策設計委託業務」であり、高野口町名古曾地内の陥没した道路の復旧工事を調査・設計する業務です。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>随意契約の見積額と、入札の応札額はどちらの方が安かったのか？</p> <p>辞退した理由は？</p> <p>辞退したらペナルティーは課せられるのか？</p> <p>この業務は高難度で特殊な業務であるのか？</p> <p>4. 水道業務課発注の委託業務「小峰台・山内・信太・赤塚・恋野低区配水系区域内漏水調査業務委託」において、落札率が19.03%とかわめて低い、最低制限価格制度の対象案件ではないのか？</p> <p>2番目に安い応札者の応札率はいくらであったのか？</p> <p>過大な設計ではないのか？</p>	<p>随意契約の見積額が4,136,400円(税込)であるのに対して、入札における応札額は4,190,400円(税込)でした。したがって随意契約の方が54,000円安価でした。</p> <p>配置技術者不足が理由でした。</p> <p>ペナルティーはありません。無断欠席の場合は、その都度検討します。</p> <p>ボーリング調査を実施し、地中に埋まっているものを把握するのが主な業務内容になるので、難易度は高くありません。年度末に発注したため人員不足により、辞退者が増えたのではないかと考えられます。</p> <p>本件は対象ではありません。</p> <p>約32%です。</p> <p>設計に誤りはありません。安価な応札でありましたが、成果品に問題はありませんでした。</p>
<p>○定例報告(平成26年度下半期)</p> <p>1. 2年間の入札参加資格停止措置は最も長い停止措置なのか？</p> <p>措置の対象となる案件が1件だけであっても、2年の停止措置を課せられることはあるのか？</p>	<p>当時はそうでした。現在では和歌山県に準じて制度を改正し、最も長い停止期間は3年となっています。</p> <p>内容が悪質であれば、2年間の停止措置を行う場合があります。</p>
<p>○抽出事案について</p> <p>【工事希望型競争入札】</p> <p>『(仮称)伏原田原線雨天樋橋梁下部工事』</p> <p>1. 最高金額の応札者は1者であるため、その応札額だけ計算対象外としているのか？</p> <p>2. 護岸は影響なかったのか？</p> <p>【随意契約】</p> <p>『橋本市公共下水道 御幸辻污水管渠築造(第14工区)工事』</p> <p>1. 足場の仮設工事が必要となれば、設計金額はどれくらい変わるのか？</p> <p>2. 工期を和歌山県が発注する「国道371号橋本バイパス道路新設工事」の施工時期に合わせる必要性はあったのか？</p>	<p>はい。1者だけ特に応札額が高く、他業者については下限価格に近い横ばい状態の応札でした。</p> <p>当初の予定では、工事の支障となる護岸を撤去する予定でしたが、河川への影響や、護岸を壊すときに騒音や振動が生じるなどの理由により設計を見直し、護岸を取り壊さず施工しました。</p> <p>足場を撤去し、新たに設置するとなると設計金額が約200万円上がります。</p> <p>また、「国道371号橋本バイパス道路新設工事」の計画変更に伴い、下水道配管ルートを変更する必要が生じました。この変更により県施工の構造物に対して、本工事の掘削が影響したため、構造を熟知した業者において施工の方が工期が短縮され、経済的にも有利であり、安全かつ適正な施工ができると判断しました。</p> <p>はい。この工事は歩道の下にも下水道管を埋設する必要があったためです。完成後に歩道を掘削し下水道管を埋設すれば、非効率かつバイパスの供用開始には間に合わないため、バイパス工事と並行して施工する必要がありました。</p>

意見・質問	回答
<p>○その他</p> <p>1.平成27年度 入札制度の一部改正について 入札制度を改正した理由は？</p> <p>2.「橋本こども園新築工事」について 平成27年2月12日時点で完成の見込みは明らかにないのに、なぜ契約解除せず工期を平成27年3月5日まで延長する変更契約を交わしたのか？</p> <p>その判断は間違っていたのではないかと？なぜなら、工期が伸びるにつれ実損失額も増えるからである。</p> <p>「橋本こども園新築工事」において指示書は何回出したのか？</p> <p>工程会議を週に1度開いているのに、指示書を1回しか出していないのは、少ないのではないかと？指示書は、工事の進捗具合や施工体制に問題がある時に出す必要があるのに、あまりに少ないのではないかと？</p> <p>では、週に1度の工程会議や、工事打合簿の中で指示した通りに、受注者は施工していたのか？</p> <p>工事打合簿や工程会議には法的効力はありません。反面、指示書や警告書には法的効力があり、交付された回数によって入札参加回避などの措置もあります。指示書・警告書をもっと発行しておく必要があったように思います。</p> <p>今後、この事実を教訓に、早い段階で契約を解除できるような制度を構築し、契約書や仕様書を改正することが責務であると考えます。例えば、指示書の累積枚数や、工程が予定より大幅に遅れていたら契約解除をすることができるといった制度を検討してはどうか。</p> <p>「応其こども園外構工事」について 変更契約を締結し、工事を分割する合理性はないと思います。変更契約を行うなら契約解除すべきだと考えます。</p>	<p>①下限価格の設定率を引き上げた理由は、適正な積算を行った業者の利益を確保するためです。当然引き上げたことに伴いコストは上がります。平成26年度で下限価格の設定率が85%の場合、費用は約6,000万円上がり、落札率も2%近く上昇します。しかし、業者の適正な利潤の確保を重視し、また他自治体が設定する下限価格の水準を考慮した結果、引き上げを実施しました。</p> <p>②前払金の支払上限額を5,000万円から1億5,000万円に設定した理由は、業者の資金繰りを円滑化するためです。前払金を支払う際には、業者に保証事業会社と保証契約を締結させることを義務付けているため、市として損害のリスクを負うことはありません。また、本市と和歌山県下における他市町村の前払金の支払上限額を比較したとき、本市は低く、業者が円滑に資金繰りを行うことは困難であると判断し、上限額を引き上げました。</p> <p>③・④調査基準価格及び最低制限価格の算出における一部を改正した(現場管理費に乘ずる率を70%から80%、一般管理費に乘ずる率を30%から55%に引き上げた)理由は、業者が今後、適正な利益を確保しやすくするためです。</p> <p>⑤入札参加資格停止期間を最長2年から3年に引き上げました。また経営不振に陥った業者に停止の措置を行うに至った理由は、和歌山県の措置基準を参考に停止基準を厳格化し、悪質な行為を排除するためです。</p> <p>工程が予定より2、3ヶ月遅れたとしても、最終的な完成は解除したときよりも早いと判断したからです。</p> <p>本市としては、この時点で解除をするのは法的にも難しいと判断しました。</p> <p>1回です。</p> <p>工事打合簿の中で、改善の指示を出していました。</p> <p>工程の遅れを取り戻すような動きはありませんでした。</p> <p>今後、行政として法的効力のある指示書・警告書を適切に交付していきたいと考えています。</p> <p>今後、検討してまいります。</p> <p>この時点で解除しなかったのは、契約を解除すると法的な手続き等に時間を要し、開園が遅れることを懸念したためです。</p>